

調布市社会教育関係団体の登録及び援助に関する規則

調布市社会教育関係団体の登録及び援助に関する規則（昭和45年調布市教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、調布市における社会教育の育成発展を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録及び登録団体が行う活動への支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録基準）

第 2 条 団体として登録ができるものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1） 公の支配に属さない団体であること。
- （2） 社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うことを目的とし、事業の成果が期待できる団体であること。
- （3） 営利を目的としないでかつ特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し特定の候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動をしない団体であること。
- （4） 特定の宗教、宗派又は教団を支持する団体でないこと。
- （5） 団体を代表するものを置き、規約を有するなど、組織が確立している団体であること。
- （6） 団体の構成員が10名以上で、その 3 分の 2 以上が市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている団体であること。
- （7） 団体活動のための自己財源を持ち、活動している団体であること。
- （8） 団体の事務所及び主たる活動の場が市内であること。

（登録申請）

第 3 条 登録をしようとする団体は、調布市社会教育関係団体登録申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- （1） 団体規約
- （2） 事業計画書（第 2 号様式）
- （3） 収支予算書（第 3 号様式）
- （4） 団体役員及び会員名簿（第 4 号様式）
- （5） 団体紹介資料

（登録の認定及び通知）

第 4 条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、調布市社会教育委員の会議の意見を聞いたうえで、速やかに認定の可否を決定し、調布市社会教育関係団体登録認定（決定・却下）通知書（第 5

号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(登録証交付)

第5条 委員会は、登録を認定した団体に対し、調布市社会教育関係団体登録証(第6号様式)を交付する。

(登録の有効期間)

第6条 登録証の有効期間は、第4条の規定による認定の日以後の西暦における最初の奇数年の5月31日までとする。

2 前項の有効期間経過後も継続して登録しようとする団体は、第2条に規定する登録基準に該当することについて、調布市社会教育委員の会議の意見を聞いたうえ、委員会による確認を受け、登録を更新することができる。

(社会教育関係登録団体への支援)

第7条 委員会は、登録団体が社会教育活動を行うときは、当該団体の申請に基づき次の支援を行う。

- (1) 市民の自主的な社会教育活動を促進し、もって市の社会教育の発展を図るため、団体の行う事業に対し別に定める基準により予算の範囲内で補助金の交付を行うとともに、当該事業について広く周知を図る。
- (2) 団体が行う事業が、社会教育の振興に特に必要があると委員会が認める場合は、予算の範囲内でその事業の共催をすることができる。
- (3) 団体が別に定める条件を満たす事業を行う場合、その事業の後援をする。

(登録取消し及び停止)

第8条 委員会は、登録団体の団体活動が第2条に規定する登録基準に該当しなくなったと認めた場合は、登録を取消し、又は停止することができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、調布市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の登録団体については、既に認定を受けている有効期間を適用する。

附 則 (平成30年1月29日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する

附 則 (令和3年3月31日教委規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式